



フランス語と文法的性：
トランスジェンダーと第三の性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-08-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺迫, 正廣 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006137

フランス語と文法的性

～ トランスジェンダーと第三の性 ～

寺 迫 正 廣

はじめに

モンテーニュの『エッセー』にあるマリー・ジェルマン(Marie Germain)の逸話はよく知られた話である。22歳の時、何かの拍子で飛び上がろうとふんばった拍子に男根が生えたというものだ。もともとひげが濃くて「ひげのマリー」と呼ばれていたのだが、この瞬間に彼女はかれになってしまった。この話は「想像力について」の断章にあり¹⁾、想像力のもつ途方もない力を示す実例として使われている。この逸話は実はすでに『旅日記』のなかに記されており、後年、若干の脚色とコメントを施して『エッセー』に転載されたものだ。『旅日記』の方では事の珍奇さに驚いたような雰囲気は漂うが、特に感想は付されていない。しかし、ここには類似例としてもうひとつ興味深いエピソードが書き込まれている。通りかかったヴィトリ・ル・フランソワの町で「数日前に絞首刑が行われた」ことを聞いたというのだが、どんな話が引用しよう。「数年前、ショーモンの何人かの女たちが男装して生きていこうと話し合って決めた。彼女らの一人がマリ(Mari)という男性名でこのヴィトリに住み着いて、機織りをして暮らした。心根のやさしい青年で、だれとでも友だちになった。そのうち、この町の女と婚約したが、何かふたりの間に不和が生じて結婚話はそれきりになった。ちなみにこの女はまだこの町に住んでいる。マリはその後モンティエ・ラン・デに移り、同じく機織りで生計をたてて暮らした。やがてある女と仲良くなり、結婚した。以来4～5カ月間一緒に暮らしたが、噂では女もこの結婚に満足していたという。ところが、ショーモンの住人に正体を見破られ、裁判沙汰になり、とうとう絞首刑が言い渡された。マリは再び娘にもどるくらいなら、吊るされた方がましだと言った。そして結局、法を犯して自分の性にないものを補ったかどで首をくくられてしまった²⁾。」

モンテーニュはこの逸話にも特にコメントを施していないが、かれがもと裁判官であったことを思い起こせば、事件に対する死刑判決とその執行をどのように受けとめたのか聞いてみたいところだ。マリは神に与えられた性を偽った罪で、またそれを悔いることもなかったが故に死罪となったと読めるが、マリが今、この時代に生きていれようだろうか。マリは今の言葉で言えばGID=性同一性障害(Gender Identity Disorder)と認められる人物であろう。GIDはここ数年、欧米とともに、日本においても少しずつではあるが、社会的認知を得つつあるように思われる。個人の解剖学的性と性意識とが明確に一致せず、身体的性とは正反対の性意識を持つか、自分を男性とも女性とも規定できないか、または両方の性への所属意識を持つ場合など、既存の二項対立的な性の二分法から逸脱した性意識を持つ人々のことを指している。トランスジェンダーとも言われる。これらの人々が次第に自分の立場をカミング・アウトし始めたことと機を一にして、これまで「変人」、「性倒錯」扱いをしてきた社会がようやく、GIDもひとつの生のありようとして認知する方向に動きだしてきたのである。異性装、同性愛などを排除

や差別の対象とすることなく、いわば社会的マイノリティとして認知しようという動きが少しずつではあるがひろがってきたと言える。

GIDの日本語訳には「障害」の語が存在し、不都合なもの、癒すべきもののような否定的ニュアンスが付きまとう。英語のDisorder自体にも同じ問題が含まれているので、日本語訳としては仕方ない面もあるが、社会的認知が求められているのは「障害」の存在では無論なく、そのような性のありようが、非常識で怪物的なものではなく、普通に自然に存在するという点である。したがって用語としては略記されるGIDあるいは、カタカナ語のトランスジェンダーの方がその生(性)のあり方を理解したり説明したりするにも、個人の自己表明の際にも有効であるように思われるが、今のところ日本では「性同一性障害」が市民権を得た用語になりつつある。トランスジェンダーは通常、1) 解剖学的性は男性だが本人の性意識は女性、2) 解剖学的性は女性だが本人の性意識は男性、3) 解剖学的性は男女いずれかに属するが、心理的には男とも女とも決められない、あるいは男でも女でもある、4) 生殖器が男性器と女性器にはっきりと分化していない、いわゆるアンドロギュノスあるいはハーマフロディット(両性具有)と呼ばれるケースなどがあるとされる。人の性意識はこのように、性染色体や身体的器官によって必ずしも絶対的に規定されるものではなく、生得か後天的な社会心理的要因か今のところ判然とした理由づけは医学的にも困難なようだが³⁾、ともあれ、個人の社会心理的な意識による性意識としてのジェンダー(gender)概念が語られるようになってきているのは事実だ。二分法に固執するのではなく、実態をそのようなものとして受け入れていこうとするこの考え方からすれば、人間の性は男性か女性かのいずれに截然と分かれるのではなく、実に多様な性があるということになる。

筆者はこのようなジェンダー論、あるいは「性の多様性」の指摘と主張に新しい世界を教えられ、生と知の領域の深さとひろがりをも改めて思い知らされたが⁴⁾、それと同時にこの主題は言語学の問題をはらむこと、特にフランス語の文法体系においては重要な問題になる可能性があることに思い至った。「文法的性(genre grammatical)⁵⁾」の問題である。日本語においても言語上の問題は発生するが、普段フランス語を教え、フランス語によるコミュニケーションを実践している者として、これは特に興味深い問題を孕んでいることに思い当たったからである。

そこで、小論の目的であるが、GIDの主題を社会学的、心理学的に論じるものでも、医学的に論じようというものでもない。それは筆者の能力を超えるし、またその任でもない。ここでは、マイノリティ文化論、マイノリティ言語論に関心を持つ者として、またフランス語教育に携わる者として、トランスジェンダーの主張する「性の多様性」が社会的に認知された場合、そしてこの人々が、フランス語のように文法体系の根幹に「文法的性」を持つ言語の話者である場合、これをどう受け止めることになるかというテーマについて考えてみたいのである。

周知のようにヨーロッパの言語体系には名詞の性(genre)が規定されていて、すべての名詞が男性、女性、あるいは中性に区別されており、フランス語の場合、男・女の2種類に限定されている。この場合、「第三の性」(後述)を主張するトランスジェンダー(フランス語ではネオロジスムで transgendériste と表記されるが、とりあえず、「中間ジェンダー」と訳す)はこの

フランス語文法の根本にどう対応するのかという主題である。

ところで、フランス語の「文法的性」の問題と言えば現在、まず最初に思い浮かぶのが、これまた重要な社会言語学的主題で、職業名詞の女性名詞をどうするのか、という議論である。したがって、まずフランス語が「性」の観点からどのような文法体系であるかについて検討しつつ、女性の職業名詞のあり方について考察し、その上で、新たなそして困難な問題へと進んでいきたい。そしてわれわれは考察の過程で、一見まったく別物に思われる上記ふたつの「文法的性」の議論が、実は互いに関連し、通底する主題であることに思い至るであろう。

1) フランス語における女性名詞化の問題 (féminisation des mots)

1-1) フランス語と性別化された世界

ドイツ語、スペイン語、イタリア語、そしてフランス語などヨーロッパの言語体系には、名詞に性 (genre) が付与されているケースが多い。フランス語の場合、自然界に存在する性にならうかたちで、物質名詞や抽象名詞も含めたすべての名詞が男性 (le masculin) か女性 (le féminin) のいずれかに分類されている。この場合、物質名詞や抽象名詞の性別は恣意的に付与されると説明される。事実、この性別は絶対のものではなく、フランス語史において、かつて男性名詞だったものが女性名詞に変わったケース、あるいはその逆も存在する⁶⁾。しかし、日本のフランス語学習者は名詞に性が存在することを知ると必ずといっていいほど、なぜ le café や le thé は男性名詞で、l'eau=水や la bière=ビールは女性名詞なのか。le soleil=太陽は男性で la lune=月はなぜ女性かということについて考え込んでしまう。これは言語学的記号 *signe linguistique* と指示対象 *référent* を混同して考えるために生じる現象なのであるが、現実世界も言語世界もこのような視点でとらえる習慣のない日本人学生にとって、無理からぬ疑問と言える。

名詞の性を見分けるには語のかたち、すなわち単語の末尾が e で終わるか否かがひとつの目安であると文法書には書かれ、la table、la fenêtre、l'image、la beautéなどは「女性語尾」と称される “e” がついていることから女性名詞に分類されると説明される。実際そのようなケースが多いのは事実なのであるが、しかし、学習者はその直後に le silence、l'espace、le temple、le sucreなど語尾が “e” であるにもかかわらず男性名詞に分類される語群と出会うことになり、かえって混乱の度を深めることになりかねない。したがって、とりあえず、「自然の性」が存在するものについては、un homme (男性名詞)、une femme (女性名詞) などのように特に問題なく理解できるので、このことをいわばベースとして、一切の名詞に性が付与された、しかも恣意的に付与されたのだと納得してもらうしかない。日本語の体系と異なり、フランス語を母語として育つ者にとって、世界は性別化されたもの (le monde sexualisé) として把握されるのである。しかし、文法学習の最初にこの問題が出てくることは悪いことではない。学習者にとってショックとも言える体験は、言語体系のありようひとつをとっても洋の東西で世界認識の方法にこのような差異があることを発見できるからである。しかも、このような差

異にもかかわらず、ふたつの言語体系は基本的に相互翻訳可能性を有することが、また興味深いのであって、異質でありながら、理解可能・翻訳可能という異文化への対応の姿勢を学ばせることも可能である。

さて、名詞が男性／女性に分かれていることで、どのようなことが起こるかという点だが、たとえば次のようなケースが挙げられる。日本語の一文「私は学生だ」に対応するフランス語はひとつではなく、Je suis étudiant. および Je suis étudiante. の2種類になる。コンテキストがあつてはじめて、両者のいずれを選ぶべきかが明らかになる。逆にコンテキストがなければ選択は不可能であり、両方を併記するしかないことになる。つまり、フランス語には「学生」というニュートラルな言い方が存在せず un étudiant 「男子学生」か une étudiante 「女子学生」しか存在しないのである。これは不都合なことにも見える。ただ、発話行為は現実と結びついて行われるから、実際にこれで何か問題になることはこれまでのところ特になかったと思われる。むしろ性別が明らかになって便利な局面も存在するはずである。しかし、後述するように、このような理解と納得の仕方はトランスジェンダーのカミング・アウトによる多様な性、中間的性の存在の主張が顕在化する以前は、との留保が必要である。

ところで、フランス語における名詞のつくり方の特徴をひとつあげれば、たとえば un étudiant 「男子学生」に対して une étudiante 「女子学生」という具合に、男性名詞に「女性語尾」と称される“e”を付して女性名詞がつくられことが多い点だ。つまり、男性中心主義の思考のもとにフランス語の体系が整備されていることがわかる。そもそも homme 「男性」が「人間」の意として使われること自体、そのことを端的に示しているし、複数の人間集団を代名詞で表示する場合、男女の数の比率にかかわらず、ils 「彼らは」が用いられるところにも、その考え方は顕れている。

職業をあらわす名詞のあり方にも同じ事が言え、「医者」を表す名詞は男性名詞 un médecin しかなく、女性の医師は une femme-médecin のような言い方がなされる。ただ、このことは単に言語の男性中心主義で片づけられる問題とも言えず、職業にまつわる歴史的事情の反映、すなわち医者とは男性の職業であったことの反映でもある。この点は日本語の「医者」が通常、男の医者を指し、女性の医者の場合「女医」が用いられることと共通するとも言える。

1-2) 職業名詞の女性名詞化(職業、肩書き、職階、職種)

歴史の反映と言えそうだが、このような職業名詞のあり方は時代にそぐわなくなっており、カナダ・ケベック州、ベルギーに続いてフランス政府も通達等により、職業を示す名詞の女性名詞化(féminisation des mots du métier)の促進政策を打ち出している。たとえば女性大臣が la ministre を使用するなど(1997年)、率先してその実現をはかろうとしている⁷⁾。その結果、全般的傾向として職業名詞の女性名詞化が進みつつあるように見える。たとえば un avocat 「男性弁護士」に対して une avocate 「女性弁護士」は定着しているし、un président 「大統領、議長」に対する une présidente も市民権を得ている(présidente は「大統領夫人」、「議長夫人」の意もある)。しかし、道は平坦ではなく、さまざまな問題も残されたままである。un docteur 「博士」の場合、une docteur、une doctoresse、une docteure など、女性名

詞の可能性は追求されてはいるが定着には至らず、un professeur「教授」に対してもune professeur、une professeureなど可能性が追求されるが、評判がよくない。したがって女性であることを示す必要があれば、madame le docteur、une femme-docteur、madame le professeur、une femme-professeurの形が用いられている。「小学校教員」を示すun instituteur、une institutriceや「教師」un enseignant、une enseignante が定着していることからすると上の現象は奇妙と言えは奇妙だが、女性名詞化には Académie Française が強く反対していると言われ、また特定の名詞については女性名詞を作ることにに対して、当該職業にある女性の側からの反対の声もあるとされる。

1-3) docteurとdoctoresse

ここで docteur「博士」の語を例に問題を整理してみよう。なぜ、この語については議論百出で女性名詞化が遅れているのか。その理由として指摘されるのは次の3点である。1) フランス語は長くネオロジスム(造語)を嫌ってきたために、新語の創出には抵抗や不安がともなう。2) 文法的な理由ではなく、女性名詞に侮蔑的な意味合いが付与される。たとえば couturier が「デザイナー」を示すのに対して couturière はペジョラティブ(侮蔑的)な「お針子」のイメージが付きまとう。3) 語彙のパリティは本来言語学的でも文法的でもなく、他の要因に負う⁸⁾。この3つに加えてさらに、フランス語の場合、女性名詞化において、複数の可能性を有することも理由として挙げるべきであろう。ところで、doctoresse の名詞の使用は15世紀にさかのぼり、まず「教師」の意で使われた。19世紀になって医学雑誌に diplômés de doctoresse の語があらわれ、「女医」の意が出現し、20世紀前半 Académie française の辞典にも、femme docteurの方が好ましいとの注釈つきながら、この語を認めている⁹⁾。その後、この形は不人気となり、現在では使用されなくなった。なぜ、そうなったかの原因だが、docteur とその女性名詞化の問題には、まさに上の3つ要因が絡んでいるように思われる。まず、avocat/avocateのようにすっきりとした形ができないこと。接尾語の -esseには(hôtesse や maîtresseを除き)ペジョラティブなコノテーションが付きまとい、その意味で現在は doctoresse はあり得ないこと。こうしたことから、女性名詞の造語そのものに不信感のようなものが付きまとい、directriceなども「小学校校長」を除く肩書きとしては、敬遠されることになっているのではないだろうか。

職業名詞の女性名詞化は古仏語の時代から取り組まれてきた古くて新しい問題であるが、しかし、同時にこれは女性の社会進出がめざましい産業革命以降の、そして20世紀的、あるいは戦後の問題ともいえ、男性との対等性(parité)を言語的にもカバーする意味から促進がはかられたと言える。しかし、ここへきて、逆の発想が生じているとも考えられないだろうか。docteur は男性名詞として存在してきたが、それに女性名詞をつくり、敢えて「私は女性博士です」のように性別を明示する必要があるのか、という疑問提起である。フランス語の言語学的論理性を日本語におきかえて「女性博士」という語で考えることにも問題がありそうだが、敢えて日本語に置き換えたのは、少なくともdoctoresse は「女性博士」のニュアンスを持つのではないかと考えるからである。この考え方からすれば、女性形を作る意味はなくdocteur をそ

のまま男／女に用いて、必要ならun docteur、une docteur のように使い分ける方がすっきりするとも言えよう。

こう考えると逆に、avocat に対するavocate、président に対するprésidente の造語こそがおかしいことになり、これまでの努力を否定する議論に陥る危険性も出てきてしまう。この議論を押し進めると、究極的にはフランス語の職業名詞はすべて enfant のような、コンテキストで冠詞を使い分ける語彙となってしまうのだが、むろん現実にはそのようなことは起こらないし、docteur の提起する問題は例外的ケースとみなすべきなのだろう。いずれにせよ、この語の場合、女性名詞候補がひとつではなく、上のように3つも可能性が存在することが事態を複雑にしているのは確かである¹⁰⁾。しかし、一方ではそれは多様な創造性を示すものでもあり、パリティを目指しつつ、臨機応変にそれを活かす方策が適用されるべきではないだろうか。Académie Française の女性名詞化への反対はひたすら、上に見たネオロジスムの拒否にあると思われるが、そのような姿勢では流動する世界の動きに言語が対応しきれない状況をつくりだすのみではないかという指摘¹¹⁾は至極当然であろう。

フランス語の女性名詞化の問題は以上のように文法的性の論理、現実的・社会的必要性、個人の心理的側面などの要因、言語体系に内在する男性中心的構造とが絡み合って事態を複雑化させている。流れを押しとどめる要因にも説得的なものが存在するものの、社会と言語体系が男女の二分法を軸として動いて行き続ける限り¹²⁾、女性名詞化は避けて通れない課題である。Docteur はまだ問題をかかえたままであるが、たとえば professeur について言えば、すでに略記のun prof、une prof の双方が日常的にごく普通に使われており、代表的辞典*LE PETIT ROBERT*にも両語が採録されている。したがって、今後まだ、紆余曲折は予想されても、大きな流れとしては職業名詞の女性名詞の創出は時間を費やしながらか進められていくであろう。

2) トランスジェンダーと第三の性

フランス語において文法的性にまつわる問題は上記 *féminisation des mots du métier* が大きな部分を占めるが、「はじめに」において見たように、性の二分法が見直されて「多様な性 = diversité du sexe」が社会的に認知されることになれば、フランス語の名詞グループのあり方に別の面から影響が及ぶ可能性がある。GIDあるいはトランスジェンダーは、それ自体がマイノリティの性のあり方として認知されつつあるのだが、そのグループのなかで、さらに「第三の性」を主張する人々はマイノリティのなかのさらなるマイノリティと言える。その存在が社会全体の大枠を揺るがし、またフランス語の言語構造自体へも影響を及ぼすことになるかは現時点で何とも言えないが、しかし、二分法を否定し、多様性を主張し、さらに「第三の性」を自認する人々が社会の表面にその姿を現してきたという事実が重要であり、そこからフランス語の言語的特性が改めて問い直され、カミング・アウトによる新たな生のあり方に沿う言語構造が構築される可能性は否定できない。

2-1) FTM・MTFと人称表現

GIDといっても、いくつかのタイプがあり、自然的性 *sexe* と社会心理的性意識 *gender* とが正反対である場合は、医学的手段により解剖学的性を後者に沿うものへ転換することによって、社会生活へ適応をはかることが可能となっている。この場合、FTM(female to male)とMTF(male to female)と表記される二つのタイプがある。医療技術の発達、性転換手術およびホルモン投与によって、身体をジェンダー意識に近づける処方フランスにおいても行われている。転換が成功裡に行われると、この場合、言語表現は手術前と正反対になるが、それが心理的安定を生むことになり、自己表現もしっかりと行われることとなり、言語的問題は特に生じないと考えることが可能であろう。このことへの周囲の理解が進み、社会的な受け入れ態勢が完備すれば、比較的スムーズに不一致に苦しむ過去の苦悩の日々とは別の生き方をすることが可能となるはずである。しかし、モンテニユの時代から400年を遙かに過ぎた現在のフランスにおいても、日本においても、否、世界のどこにおいても男女二分法による社会秩序の形成と維持は容易に変わるものではなく、性の転換そのものへの理解も長い道の途上にあると言わざるを得ない。であるから、本人の性意識不一致問題が医療面で改善されても、GIDが求める問題の多くは未解決のままに残ってしまう。たとえば「パス」と呼ばれるGIDは実生活面では一見何も困らないように見えるが¹³⁾、身分証明書や通勤定期券などに、みかけの性と一致しない氏名が書かれているのがあきらかになった場合、問題が生ずるケースがあるという。定期券の場合、他人の定期を不正使用した犯罪者扱いを受けることがあるという。日本では特に法的整備が遅れ、性転換した個人が戸籍名(ファーストネーム)の変更を要求したとしても裁判所はその要求に応じようとはしないし、また通称を変えたり、服装が変わったりすると職場によってはいやがらせや差別、排斥が行われたりするケースも生じ、まだまだ理解は進んでいないのが現状である。戸籍の性別欄の男・女の変更などは全くの門前払いの状況であり、人権差別とも言える対応が行われているという¹⁴⁾。ただ、FTM、MTFの場合、近い将来に法整備や社会的認知が進んで行けば、支障なくマスのなかに溶けこんで生活を営めるようになる可能性はあり、要は社会全体がこのようなGIDの権利を十全に認め得るにかかっている¹⁵⁾。

しかし、同じGIDでもそのような努力ではどうにもならないケースが存在する。両性具有の意識あるいは逆に、いずれの性にも属さないとの意識を持つトランスジェンダーの場合はさらなる困難な問題が待ちかまえる。フランスではこの種の人々は *transgénériste* 「中間ジェンダー」と呼ばれる。この人々こそが最も、現在の文法的性のありようと深い関係を持つ。そこで、次にこの「第三の性」について考えてみよう。

2-2) 第三の性

古来、アンドロギュノス、ハーマフロディットなど両性具有の存在は確認されているが、これは医学的に生殖器の分化が不完全なものとみなされていた。つまり特殊ケースや例外として分類されるため、これらの人々の存在が性の二分法を揺るがすことはなく、医学の進歩とともに外科手術による男性化、女性化への治療が施されるようになり、20世紀初頭に始めて性転換手術が行われたことが確認されている¹⁶⁾という。

フランスの場合も日本と同じように、「男」か「女」という二項対立それ自体への疑問がひとつの主張として提起されるようになったのはごく最近のことであるが、「ジェンダーアイデンティティの多様性 la diversité de l'identité de genre」として議論されるようになっていく。しかし、intersexualité(半陰陽)の語は20世紀前半から使用されるようになったものの¹⁷⁾、メディア、特にインターネットサイト等でGIDの代替語として頻繁に使われるようになった transgenre や transsexuel は辞書には現在でも採録されていない。そんな状況下、1995年に CARITIG という「トランスジェンダー研究センター」とでも呼べる組織が結成され¹⁸⁾、自分をトランスジェンダーと感じている人々をはじめ、学生、医者、弁護士などが集まって、この問題について情報蒐集・情報交換をはかり、会員相互の議論を展開し、また悩みを抱えている人々の相談に応じるなどの活動を展開し、また場合によっては街路に繰り出し、フランス社会に対してGIDの認知を求めてパレードを行っている。

この会の特徴は Armand Hotminsky 会長によってトランスジェンダーがはっきりと「ひとつの文化」とみなされていることであり、しかもGIDをはっきりと「社会を攪乱する集団」と規定し、既成社会の活性化に資するという考え方が見られる¹⁹⁾。インターネット上にホームページが設置され、会の活動に世界のどこからでもアクセス、参加できる体制が整えられ、「文化」についての言及もそこにおいて確認することができる。この会には androgynus、hermaphrodites、Drag Queens、Drag kings、transsexuels、travestis、transgendéristes など多様な人々が「トランスジェンダー」として集まっているという。CARITIG はこの通常は「不定形」で見られる集団を「ひとつのコミュニティ」と位置づけ、相互扶助に加えて、マイノリティ集団として強い自己主張を直接、間接に行っている²⁰⁾。

上に枚挙された語彙のうち、travestis は自分の「自然の性」とは反対とみなされる衣服を好み、身につける異性装者を指し、transsexuelsは「ホルモン治療を受け、最終的に性転換手術を行うに至った人」と定義され(Drag Queens、Drag kingsについては androgynus、hermaphroditesとともに特にコメントはないが前者2つはtravestisに類するもの、後者2つについては解説不要と思われる)、また transgendéristes については、「ホルモン治療を受けることもあるが、性転換手術は行わず、自分のおかれた性の曖昧性を受け入れようとする人」と定義されており、「第三の性=le troisième sexe」を自認する人々とされる。ここまで仮の訳語として「中間ジェンダー」と称してきた人々のことだ。したがって、トランスジェンダーのなかでも、この transgendéristes のケースがもっとも本論のテーマに関係すると言える。Hotminskyが《bouleverser la société》「社会を攪乱する」というのも特にこの人々を念頭においていると思われる。transsexuels はフランス社会にとけ込むことが可能だが、「第三の性」はそうはいかず、いわば、80年代にアメリカのゲイ社会で用いられるようになった「Queer理論」²¹⁾の申し子として注目されている。男でもなく女でもない、否、男でもあり、女でもあるという自己のありようを肯定的に受けとめ、通常の世界規範からの逸脱した存在の認知を主張する transgendéristes はその意味でGIDの中でも先鋭的な一団だといえよう。

2-3) 第三の性le troisième sexeと文法的性

では、「第三の性」を主張する transgendéristes 「中間ジェンダー」の人々はフランス語の文法的性の問題をどのように考えているのだろうか。上に見たように「中間ジェンダー」の人々は「私は学生だ」という日本語に相当するフランス語の文をつくることができない。男でも女でもない(あるいは男でも女でもある)という意識であるから、男性名詞表現も女性名詞表現も選択できないわけだ。いずれかの選択が不可能ということになれば、別のかたちを考えざるを得ないことになり(「私は学生だ」という名詞表現を「私は〇〇大学で学んでいる」と動詞表現に改めるなど)、表現を著しく制約されることになるはずだ。第1章においてわれわれは職業名詞の女性化について考察し、その際、紆余曲折はあるもののこの流れは着実に進んで行くであろうと、とりえあえずの結論をした。しかし、ある調査によると²³⁾GIDの人々の中には *féménisation des mots du métier* の動きに対して困惑し、むしろ反対であるという。現状なら「私は学生だ」には問題があるが、「私は教師だ」すなわち *Je suis professeur*. だと、男であるか女であるかに関係なく使用でき、好都合なわけである。ということは、男性中心主義の、そのような意味で差別的な現在のフランス語の語彙論的状况を是正する方策として進められている政策がマイノリティのトランスジェンダーにとっては、言語活動を狭める逆行政策だということになる。マイノリティがマイノリティを差別することになりかねない状況が生じていると言える。こうして、一見別物と見える文法的性に関するふたつの項目(女性名詞化とGIDの言語問題)が意外にも(方向は異なるが)根本でつながった同じ問題であることが判明したことになる。

ところで、現在までのところ、筆者の調べた限りではフランスではGIDのほうから、フランス語の性の二分法にたいするダイレクトな疑問提起した文献・資料にはお目にかかれない。Transgendéristes 「中間ジェンダー」の人々を3人称の代名詞で呼ぶ場合、*il/elle* や *ils/elles* のように主語のレベルで両性の可能性に配慮しての配慮がなされているのみである。これは不思議と言えば不思議だが、想像できることは、「第三の性」を自認する人々も生来、言語的に上述の *le monde sexualisé* に生きているわけで、二分法の文法的性を問題化する発想が出てこない、あるいは気がついて、それに問題提起することになんらか、ためらいがあるのではという可能性も否定できない。いずれにせよ、トランスジェンダー関係は書籍の刊行も相次いでいるので、今後、この問題も論じられることになると思われる。

この問題は、生来 *le monde sexualisé* に生きているフランス人よりも、フランス語を批判的に観察できる、フランス語圏以外の外国人学生が先に気づく可能性は十分考えられる。事実、日本人のFTMの学生がCARITIGのメンバーに対して、この件に関するアンケート調査を実施している²⁴⁾。このような調査がひとつの啓蒙行為になって、今後この文法的性の問題が議論の俎上にのる可能性は否定できないのではないかと思われる。

おわりに

以上、フランス語と文法的性の問題についてふたつの観点から問題を整理してみた。職業名

詞の女性化とトランスジェンダーと文法的性のふたつの主題について検討したが、「文法的性」において共通するとはいえ、ふたつの主題は一見するところまったく別のテーマ系に属するように見える。しかしながら、考察してみると、意外なことに、というか、よく考えてみれば納得のいくところなのであるが、GIDの言語使用についてみていくと、これが職業名詞の女性化の主題とも関連することがあきらかになった。ふたつは「文法的性」において根本で関連するのみならず、現実的なフランス語使用の局面においても結びついていたのである。ただ、職業名詞の女性化の問題が、一筋縄ではいかぬとはいえ、性差別解消の観点から促進されているにもかかわらず、その動きはGIDの立場から見れば、表現の可能性を狭める改悪になる可能性が指摘されるなど、方向性が反対であるのは興味深いことであるとともに、女性化を規定方針として機械的に進めることには慎重であらねばならないという視点を提供することにもなった。

GIDはまた、そしてとりわけ「第三の性」を主張する *transgénériste* の存在の社会的認知が進むことは、文法的性の問題、特に人称や名詞、形容詞のありかたにひとつの修正をもたらす方向に今後動いていくことが予想されるが、どのような可能性があり得るだろうか。この件について今夏大阪で講演したある著名な言語学者に考えを聞いた。彼女はGIDが提起する問題について知らないようであり、最初は *le troisième sexe*, *le troisième genre* の語を用いても、そんなものはフランス語の世界にあり得ない、というような姿勢を崩さなかったが、次第に事情を飲み込んでくると、そのようなマイノリティサイドからの要請が出てくるとすれば、たとえば次のような方法はどうかと、ひとつの試案を提示してくれた。それは次のようなものである。「それが必要であるとすれば、*péjoratif* (差別的)にならない何かの指標を作り出す必要があるだろう。ひとつの可能性として、*il/elle*の他に*el*を用いるとか、*étudiant*, *étudiante*の他に *étudianta*というような形を用意する方法はどうだろうか。」

これはむろん、思いつきの提案であるから、言語学者の名前も付さないでおくが、ひとつの可能性として耳を傾け、当事者の意向を含めた今後の議論に傾注したい。

注1) Michel de Montaigne: *Les Essais; Livre 1 <De la force de l'imagination> édition conforme au Texte de L'Exemplaire de Bordeaux, préparé par Pierre Villey*, PUF p. 99

注2) Michel de Montaigne: *Journal de Voyage en Italie*, édition présentée et annotée par Pierre Michel, Le Livre de poche pp.23-24

注3) ジョン・コラピント『ブレンダと呼ばれた少年』(無名舎、2000年)にはジョンズ・ホプキンス大学病院の臨床医で性科学者のジョン・マネー博士(1921年ニュージーランド生)が「性の自己認知 *gender identity*」の概念をつくり、解剖学的性ではなく、後天的な社会心理学的要因によって決められるという見解を出し、それを強力に主張した。しかし、これには異論があり、現在もその議論は続いているという。

注4) 追手門学院大学の義積京子教授(社会学)の紹介で、たまたま先生のゼミにおいて二人のトランスジェンダーの学生が自分の性について同級生の前で語る様子を収録したビデオ

を拝見したが、性的マイノリティとしての自己のありようについての堂々とした、しかも明快な説明は実に説得的で、それまで性の二分法を疑うことなく過ごしてきたことに鋭く反省を求めるものであった。しかし、大阪弁で話す二人の語り口には同級生の(そして私の)無知ぶりを非難する調子は微塵もなく、ユーモアにあふれ、かつ知的で、自分や自分を取り巻く社会をしっかりと見つめ、思考を深めているさまが窺えた。

- 注5) 上記、追手門大学の学生は義積教授が授業の冒頭で「みなさん、今日は私にかわって二人の学生に話をしてもらいます。彼女たちは…」と言われた時、間髪をいれず、「彼女たち」と呼ばれることに対して、この呼称を使用することをやめるよう要請したのである。義積教授はすぐに「過ち」を認め“この二人”のような言い方に変えて紹介されたそうだ。このことから、特に三人称の言い方については日本語でも問題になることがわかる。男言葉、女言葉についてはどうだろうか。これはFTMやMTFの場合には問題は比較的クリアしやすい。しかし、それ以外はいずれの言い回しも使えず、ニュートラルな表現を選び続けるしかないことになろう。
- 注6) Yaguello, Marina : *Le sexe des mots*, Belfond, 1989など参照。
- 注7) 女性名詞化に関するフランス政府の政策については、藤村逸子氏(名古屋大学)が2002年春季日本フランス語フランス文学会において「Madame la professeur —フランス語における職業名詞の「女性化」—」として詳しく紹介されている。
- 注8) *Femme, j'écris ton nom*. La documentation Française, 1999, p.14
- 注9) 同上
- 注10) 男性形に e をつける原則がすべてに当てはまれば問題はここまでこじれることはなかったのではないか、という議論は事実存在する。たとえば「Rapport sur la féminisation des noms de métier, fonction, grade ou titre : 4. Les contraintes internes à la langue」参照。
<http://www.culture.gouv.fr/culture/dglf/coeter/feminisation/4contraintes.html>
- 注11) *Femme, j'écris ton nom*. La documentation Française, 1999, p.15
- 注12) 次の章で扱う「トランスジェンダーと第三の性」に関連することだが、トランスジェンダーの人々の中には、女性名詞をつくることに反対の人々が多いという調査結果がある。大阪府立大学大学院総合科学研究科の学生、恵茂田有希の修士論文「性的マイノリティにおけるフランス語の文法的性の変則的使用」(2003)参照。
- 注13) 「パス」とは医学的治療により、身体的特徴と心理的意識とがほぼ一致して、本人も他人の目にも特に違和感のなくなったGIDを指す。
- 注14) 2003年1月18日朝日新聞参照。
- 注15) cf : *De quoi souffrent les transsexuels*, éd. Patricia MERCADER : *L'illusion Transsexuelle*, éd. Harmattan, 1994.
- 注16) ある説では1912年の説あり。これについての詳細は Laurence Hérédia とCARITIGの会長Armand Hotminsky との対談記事(2001年7月5日)を参照。対談のテーマは以下の通り : *La communauté qui va bouleverser la société Entretien avec Armand*

Hotminsky. (「社会をかき乱す集団」 ～A. オトミンスキとの対談。)

注17) ロベール大辞典では1931年初出。

注18) CARITIG : Centre d'Aide, de Recherche et d'Information sur la Transsexualité et l'Identité de Genre. 直訳すれば「トランスセックスおよびジェンダーアイデンティティ援助・研究・情報センター」のようになる。会長はA. HOTMINSKY.

注19) このような規定はは世界各地のGIDグループでも珍しいのではないか。詳細は注16)の Armand Hotminskyの対談記事参照。

注20) 街頭デモもよく行われているようで、たとえば9月にもパリで行われているし (http://www.caritig.org/lettre/tga_02_09/transgenre_actu.html)、7月には<STOP A LA TRANSPHOBIE> (「トランスジェンダー嫌いをなくそう!」)と題して大勢の人が参加し、パリ市民にマイノリティの存在を明らかにしようと努力している。

注21) Queer 理論 : 80年代のUSAにおいて、性認識に関する社会通念に反旗を翻し、gays、lesbiennes、bi-sexuels、drag queens、drag kingsなど「規範」からはずれた人々の主張を擁護していこうとする考え方で、時をおかずにヨーロッパでも語られるようになっていった。 <http://www.next-party.be/queer.html> 参照。このサイトに Eve Kosofsky Sedgwick : Construire des significations Queers Les études Gay et Lesbiennes, Centre Pompidou, Paris, 1998が紹介されている。

注22) 注12) 恵茂田の修士論文参照。

注23) FLE : français langue étrangère. 「外国語としてのフランス語。」 7) 大阪府立大学大学院総合科学研究科の学生のFTM (female to male) は自分のURLおよびリンク先の CARITIGの西都でこの件を含めたトランスジェンダーの意識調査を行っている。

注24) 注12) 恵茂田の修士論文では、実際、第3の中間的性についてはフランスよりもむしろアメリカや日本の方が多いとの結果が出ているという。